

令和8年度 学校経営計画及び学校評価

1 めざす学校像

個々の児童生徒の障がい特性に適応したきめ細かな教育を、専門性豊かな教職員が、児童生徒および保護者のニーズに応えながら、系統的かつ継続的に実践していく学校をめざす。 1 一人ひとりの障がい特性に応じて、社会的・職業的自立にむけたキャリア教育をベースとしながら個々の児童生徒に見合った「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成・活用する。 2 卒業後の個々の社会的自立実現をめざし、地域及び各方面との交流や関係諸機関との連携を通じて、それぞれのコミュニケーション力や自己決定力を高め、「ともに生きともに学ぶ」取組みを推進する。 3 地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮するため、地域支援活動の紹介や実績について積極的に情報発信し、地域の特別支援教育力向上に寄与する。 【めざす卒業生像】「自ら選択し、思いを発信できる人」「お互いを大切にして、仲間と協働できる人」

2 中期的目標

1 児童生徒一人ひとりの人権を尊重し、児童生徒・保護者から信頼される、安全で安心な学校づくりの推進 (1) 体罰、セクハラ等、児童生徒に対する人権侵害の防止・根絶に取り組む。また、学校いじめ防止基本方針に基づき、保護者の協力や関係機関・専門機関と連携しながら、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に取り組む。 (2) 防災・防犯計画及び大規模災害時における対応マニュアルの点検・見直しや必要物品の充実等、地域やPTA と協働して防災体制の確立を図ると共に、日常的な学校生活内における防災教育を推進する。※ (3) 個人情報を適切に管理し、個人情報の漏洩・紛失等の未然防止の取組みを推進する。 (4) 学校給食等を通じた食育の更なる推進により、食物への興味・関心を高めるとともに、食物アレルギー事故の未然防止に徹底して取り組む。 (5) 新校開校に関する情報を児童生徒・保護者・地域・関係機関等に適宜提供し、新たな教育環境・教育活動のイメージを共有する。 ※ 教職員向け学校教育自己診断における項目「事故・災害に対し迅速に対応できるよう役割分担が明確化された訓練の実施」の評点が75点（R10）以上になる。 【実績】R4：70.5点、R5：81.2点、R6：67.5点、R7：69.2点）（【目標】R8：71点、R9：73点、R10：75点）
2 児童生徒一人ひとりの障がい特性や教育的ニーズに応じた支援を充実させるための、教員の専門性及び授業力の向上 (1) SWPBS（学校規模ポジティブ行動支援）等の取組みを通じて、児童生徒の自己肯定感や自尊感情を高めるとともに、個に応じた指導支援を充実させる。 (2) 個々の教員及び学校全体の授業力を向上させ、主体的・対話的で深い学びの実現をめざした授業を実践する。 (3) 大阪府立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画に基づく教職員の働き方改革を進めながら、経験年数の少ない教員やミドルリーダー等の幅広い人材育成を推進する。 (4) 学校生活全般において、合理的配慮の視点に基づき ICT やユニバーサルデザインを活用し、児童生徒に有効な支援の工夫に努める。
3 新校開校を見据えた全校的なキャリア教育実践の推進 (1) 新校開校を見据え、本校キャリア教育実践の支柱となりうる活動に関係機関や専門人材、産官学連携等によって模索し、立ち上げる。 (2) 小学部・中学部・高等部のキャリア教育活動の一貫性、継続性、系統性を更に深め、自立と社会参加に向けた可能性を広げられるよう、関係機関等との連携や専門人材活用を一層進める。
4 地域・福祉・労働等の関係機関との連携強化による開かれた学校づくりと支援学校のセンター的機能の発揮 (1) 本校通学区域の各市町教育委員会や地域の学校園と連携し、交流及び共同学習等をより一層活発化させて、豊能地域の特別支援教育力向上を図る。 (2) 本校の教育活動や地域支援について積極的に発信していくとともに関係機関との連携を拡充し、支援教育の理解・支援の深まりと広がりをめざす。

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

学校教育自己診断の結果と分析 [令和 年 月実施分]	学校運営協議会からの意見

3 本年度の取組内容及び自己評価

中期的 目標	今年度の重点目標	具体的な取組計画・内容	評価指標 [R 7 年度値]	自己 評価
1 安全で安心な学校づくりの推進	(1) 児童生徒に対する人権侵害の防止・根絶 (研支・安指・指教) (2) PTAと協働した防災体制の構築 (安指・首) (3) 個人情報の適切な管理と漏洩・紛失等の未然防止の取組み (情・事) (4) 食育の更なる推進と食物アレルギー事故の未然防止 (健食・栄・保・特配) (5) 新校開校に関する情報提供とイメージの共有 (WG)	(1) 教職員の人権意識向上に向けた年間2回以上の人権研修実施及び取組プランに基づく毎月20日の注意喚起 積極的な授業公開や教育環境の透明性向上。 全校組織によるいじめの未然防止、早期発見・早期解決 (2) ア 緊急時に有効な情報伝達手段の運用（学習支援連絡網、学校端末を含むチャット機能等） イ 年3回以上の避難訓練の実施を含む防災教育の推進及び防災・減災の観点からの校内環境整備の推進 (3) ア 児童生徒の個人情報取扱規定を見直し、より実効性のある校内システムに改善 イ 「教職員による児童生徒等の撮影等に関する指針」の遵守徹底 (4) 給食を通じた児童生徒の食に関する興味関心の拡大と食物アレルギー事故の未然防止のための注意喚起等をはじめとする取組みの推進 (5) 教育庁との連携や新校ワーキンググループ（WG）における検討協議により、新校開校に向けた準備を進める	(1) 年間2回以上の全校人権研修の実施と各学部における人権教育の推進。人権に係る重大事案0件。教員の学校教育自己診断における項目「教職員は、児童・生徒に人権意識をもって接し、体罰やいきすぎた指導は行わない」の評点が90点以上になる。[88.8] また「いじめの未然防止」について85点以上の評点をめざす。 [83.6] (2) ア 避難訓練時の保護者からの「学習支援連絡網」返信率1時間以内50%超をめざす。[47.4] イ 教職員向け学校教育自己診断における項目「学校防災に対する意識が高まっている」の評点が74点 [72.3]、保護者向けの関連項目は現状の維持または1点以上の評点向上をめざす。[82.6] (3) ア センシティブな個人情報を含む文書等を配付する際は、必ず事前に注意喚起を行い、個人情報の漏洩・紛失等をゼロにする。 イ 同指針の周知を徹底するとともに、必要な端末等の環境整備を進め、関連事案の生起をゼロにする。 (4) 学校教育自己診断（教員・保護者）、学校生活アンケートの給食関連項目各1点以上の評点向上をめざす。[教職員：83.6、保護者：87.5、生徒：76.6] 食物アレルギー事故をゼロにする。 (5) 保護者や地域等へ新校の通学区域割や学校施設設備等に係る情報等を速やかに情報提供するため、PTA 運営委員会や福祉事業所関係者等と年に複数回の新校のイメージ共有を図る会合等を開催する。	
2 教員の専門性及び授業力の向上	(1) SWPBS等の取組みの推進と個に応じた指導支援の充実 (指教・首・研支・児生支・安指・教務) (2) 授業研究や実践発表、外部人材の活用等を通じた専門性及び授業力の向上 (研支・指教) (3) 効果的で機能的な学校運営組織づくり	(1) ア 学校全体でPBSについての理解を深め、児童生徒の自己肯定感や自尊感情を高める イ 指導教諭・首席を中心として、研究支援部・児童生徒支援部・安全指導部が連携し、授業改善だけでなく、児童生徒指導の実践力強化を図る。また、初任期後半（本校3～6年程度）の教員が教育実習指導教員を担当し、自身の授業力及び児童生徒指導力の向上を図る体制を構築する。 (2) 外部人材等を積極的に活用し、障がい特性の理解や指導支援の専門性、授業力を向上する。 (3) ア 会議等の精選を通してより実効性のある授業準備・教材制作等の時間を創出する。 イ 文部科学省が示す「学校以外が担うべき業務」に伴う課題について、教育庁と連携して改善・解消をめざす。	(1) ア 生徒による「学校生活アンケート」の関連項目（「学校に行くのが楽しいですか」(65.0)、「担任以外にも気軽に相談できる先生がいますか」(69.5)、「先生は、あなたのことをわかってくれますか」(72.5)）の数値を2.0以上改善 イ 初任者・10年経験者及び各学部代表による研究授業を実施し、研究協議で実践を共有する。また、児童生徒の行動面の課題等に対する効果的な指導支援事例を各学部1例以上共有する。 教員の学校教育自己診断における項目「教職員は、校内研修に積極的に参加し研修に努め教育実践に役立てている」の評点が74点以上になる。[72.1] (2) 外部人材等を活用した出前授業や指導助言の機会設定、研修会等を年間150回以上実施する。[179回] (3) ア 業務の精選により授業準備時間の確保を進める。ストレスチェック「仕事の量・コントロール」2ポイント減をめざす。[105] イ 年間の時間外在校等時間が720時間を超える教育職員をゼロにする。	

府立豊中支援学校

3 新校開校を見据えた 全校的なキャリア教育実践の推進	(1) 関係機関等との連携によるキャリア教育実践の支柱となる活動の模索 (進路・教務・職コ・キ係) (2) 三学部の一貫性、継続性、系統性を深め、自立と社会参加に向けた可能性を広げる (進路・教務・職コ・キ係)	(1) 福祉法人や民間企業、大学等との連携によるキャリア教育の実践的活動を模索し、立ち上げをめざす。 (2) 小・中・高におけるキャリア教育実践と高等部職業コースの実践、本校卒業後の進路に、一貫性・継続性・系統性を持たせた組織体制へ改編する。	(1) 関係機関等との連携に着手し、キャリア教育の実践的活動となる候補を具体化させる。 学校経営推進費や職業教育費等の活用をめざし、実践的活動を具現化する。 (2) 組織改編により、学校全体のキャリア教育実践のグランドデザインを視覚化し、教職員の理解・認識を深める。 教職員の学校教育自己診断関連項目（「キャリア教育において社会的・職業的自立や進路実現に向けた教育の実践に努めている」）を80点以上にする。[78.1]	
4 開かれた学校づくり・ センター的機能の発揮	(1) 各市町立学校・園等との交流及び共同学習の充実 (L S・CO) (2) 地域支援に関する情報の積極的な発信と関係機関等連携の拡充 (L S・CO・指教・情報)	(1) 市町教育委員会や地域の学校園と連携して、学校間交流や居住他校交流の取組みを推進し、豊能地域のインクルーシブ教育システムの発展に寄与する。 (2) 本校教育活動や地域支援に関する情報のほか、関係機関等との連携についても積極的に発信し、地域学校園の特別支援教育力の向上をめざす。	(1) 交流実施校を対象としたアンケート調査を実施し、自校園の交流の取組み効果について、肯定的回答を80%以上にする。 (2) 年間150件程度の訪問相談を実施、動画登録者数も増加させる。 [504人] 学校ホームページを随時更新し、地域支援及び関係機関連携に関する学校ブログを毎月1回以上更新する。[新規]	